

平成 27 年 9 月 3 日開会

平成 27 年第 3 回

つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、平成27年第3回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案の主なるものについて、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

本定例会に提出いたしました議案は、予算案4件、決算6件、条例案7件の、合わせて17件であります。

まず、予算案につきまして御説明申し上げます。

議案第76号「平成27年度つがる市一般会計補正予算（第5号）案」につきましては、当初見込めなかった経費、緊急を要する経費等について、所要の補正をするものであります。

その結果、一般会計の予算規模は、既決予算に8億3,482万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を230億6,339万1千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追って御説明申し上げます。

総務費においては、財政管理費に平成26年度決算余剰金及び、普通交付税の決定により、財政調整基金に4億

3, 508万3千円、減債基金に2億3, 000万円の積立金をそれぞれ計上いたしました。

また、戸籍住民台帳費に社会保障・税番号制度カード発行等事業費1, 336万9千円を計上いたしました。

民生費においては、社会福祉施設管理費に木造福祉交流センター及び老人福祉センター等の修繕、改修工事等2, 313万9千円を計上いたしました。

農林水産業費においては、農業振興費にナラシ対策加入予定者数増加に伴う経営安定支援事業補助金1, 075万4千円を計上いたしました。

土木費においては、除雪対策費に防雪柵設置工事等5, 377万1千円を計上いたしました。

消防費においては、非常備消防費に消防団用備品購入費209万2千円、災害対策費に津波避難に関する海拔表示板設置工事費51万9千円を計上いたしました。

教育費においては、小学校費及び中学校費の学校管理費に備品購入費731万5千円、社会教育費においては、文化管理費に旧木造中央公民館講堂現況調査業務委託料200万

円を計上いたしました。

以上が歳出予算の概要であります。

次に、歳入予算について御説明申し上げます。

補正予算の主なる財源といたしましては、歳出との関連等において国・県支出金・市債について、それぞれ所要額の補正を行うとともに、普通交付税が決定したことにより、7億5,213万9千円を計上したほか、平成26年度決算に基づく繰越金3億5,135万5千円を計上いたしました。

また、財政調整基金繰入金4億334万9千円を繰り戻すため減額し、全体の補正額を調整いたしました。

また、議案第77号から議案第79号までの平成27年度各特別会計補正予算案につきましては、御審議の際に詳細に御説明申し上げます。

次に、決算について御説明申し上げます。

決算の認定につきましては、議案第80号から議案第85号までの6件を提案いたしております。

平成26年度つがる市一般会計及び特別会計歳入歳出の決算が確定いたしましたので、地方自治法の規定に基づ

き、監査委員の意見及び関係書類を付して、認定を御願いまするものであり、いずれの会計におきましても、実質収支の黒字を確保したものとなっております。

次に、条例案について御説明申し上げます。

条例案につきましては、議案第86号から議案第92号までの7件を提案いたしております。

議案第86号「つがる市議会の議決すべき事件を定める条例案」は、地方自治法の改正により、市町村に義務付けられていました、総合計画の基本構想の議会の議決が撤廃されたことにより、本市の最上位計画である総合計画の策定、変更及び廃止については、議会の議決すべき事件として定めるため制定するものであります。

議案第87号「つがる市個人情報保護条例の一部を改正する条例案」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「マイナンバー法」の施行に伴い、特定個人情報の適正な取扱いの確保及び開示・訂正・利用停止等を実施するために必要な措置

を講ずる必要があることから所要の改正をするものであります。

議案第 88 号「つがる市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例案」は、マイナンバー法の規定に基づき、同法に規定する事務以外の事務において個人番号を利活用できることとするため、条例を制定するものであります。

議案第 89 号「つがる市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例案」は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、本条例と目的、対象、しくみが重複することから廃止するものであります。

議案第 90 号「つがる市消防署再編統合計画策定審議会条例案」は、つがる市消防署の再編統合計画を策定するため、市長の附属機関として設置するものであります。

議案第 91 号「つがる市手数料条例の一部を改正する条例案」は、マイナンバー法の施行に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付事務に係る手数料を定

める必要があることから所要の改正をするものであります。

議案第92号「つがる市環境基本条例案」は、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる事項を定め、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため制定するものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細に御説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重御審議の上、原案どおり御議決並びに御認定を賜りますようお願い申し上げます。